

# よくある 質問



Q. 毎年1回法定検査(11条検査)を受けるように言われましたが、すべての浄化槽が対象となるのでしょうか。

A. 浄化槽の規模や処理方式等に関わらずすべての浄化槽が対象となっています。  
(平成13年4月から、既設浄化槽(みなし浄化槽)として取り扱われることとなった単独処理浄化槽も対象です。)

Q. 平成18年2月に施行された改正浄化槽法では、法定検査の維持管理に対する都道府県の監督規定が強化されたと聞きました。その内容はどのようなもののでしょうか。

A. 法定検査の受検率を向上させ、適正な維持管理の徹底を図るため、県(政令市、権限移譲を受けた市町)は、未受検者に対する助言・指導をすることができ、生活環境の保全及び公衆衛生上必要があると認めるときは、勧告・改善命令を行うことができ、命令に違反した場合の罰則(30万円以下の過料)規定が新たに設けられました。

Q. 保守点検や清掃も業者に頼んでいるのに、それでも法定検査を受けなければなりませんか。

A. 保守点検や清掃は、浄化槽の機能が保持されるよう、日頃のメンテナンスとして浄化槽管理者自ら行うものですが、専門的知識や技術が必要なため、多くの方が業者に委託しています。  
法定検査とは趣旨・目的・内容等も異なるため、保守点検・清掃を行っていても法定検査を受けなければなりません。



法定検査受検手続き・お問い合わせ先

公益社団法人 広島県浄化槽協会  
TEL : 082-569-5540  
FAX : 082-569-5541

〒735-0027  
広島県安芸郡府中町  
千代8番8号

広浄協 Q

## 浄化槽とは

浄化槽とは微生物の働きにより家庭で使った水をきれいにし、大腸菌類などの有害な細菌を消毒して、川や海へ放流する施設です。

台所、風呂、トイレなど家庭内の全ての排水を処理できる**合併浄化槽**と、し尿(トイレ)のみ処理をする**単独浄化槽**があります。

## 浄化槽の3つの約束

微生物の働きを利用する浄化槽は、正しく使用しないと悪臭を放ち環境汚染の原因になってしまいます。そのため、浄化槽を管理(設置)されている皆様には、浄化槽法により、**保守点検**、**清掃**、**法定検査**の3つが義務付けられています。

### 保守点検

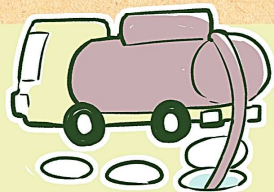
浄化槽内の微生物が元気に働けるような環境にするため、機器類の点検、調整、修理や消毒剤の補充をしています。



メンテナンス!

### 清掃

浄化槽内に溜まった汚泥等の引き抜きや機器類の洗浄を行い、引き抜いてみないと分からない浄化槽底部の状態を調べます。



おそうじ!

### 法定検査

浄化槽からの放流水が法の定める水質基準に適合しているか、保守点検や清掃が適正回数実施されているか、浄化槽が正しく設置されているか等を調べる検査を行っています。

広島県知事指定の検査機関が年1回定期的に行い、検査結果を浄化槽管理者様とお住まいの市町の担当課に報告します。

水質検査では、浄化槽から出る放流水を持ち帰り、BOD(水の汚れ具合を示す指標)を測定します。

3つとも行っている内容が異なります。どれも浄化槽に必要な維持管理です。



CHECK!



## 浄化槽法定検査の流れ

受検契約の締結

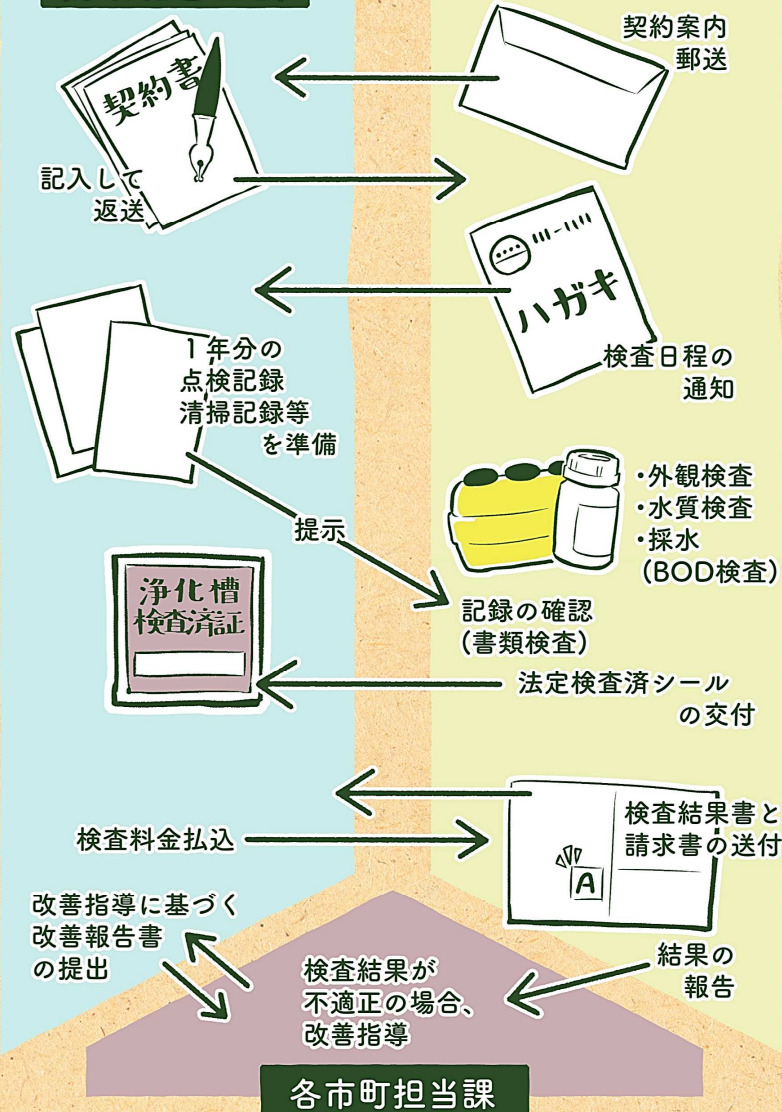
事前のご案内

検査実施の当日

検査後、結果書の郵送

お客様  
(浄化槽管理者)

法定検査機関



\* 法定検査機関は(公社)広島県浄化槽協会と(公社)広島県環境保全センターの2社があり、受検契約は2社との連名契約となります。  
\* 検査手数料は5年に4回の(公社)広島県浄化槽協会の実施する効率化検査(18項目)については、一律5,000円となります。  
また、5年に1回の(公社)広島県環境保全センターの実施するガイドライン検査(86項目)については、合併処理浄化槽7,000円、単独処理浄化槽5,000円となります。